

令和2年3月12日

新型コロナウイルス感染症に係る トラック運送事業者向け特別相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の拡大により、トラック運送事業者においては、日々の運行における感染防止対策を行いつつ、荷動きの停滞による経営環境の悪化やドライバーの担い手不足の深刻化などについて、様々な不安、心配をかかえながら、地域経済と人々の暮らしを支えるライフラインとして輸送を行っています。

このため、トラック運送事業者からの相談や要望にきめ細かく対応するため、本日（3月12日）、北海道運輸局内に特別相談窓口を設置します。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、日々の運行における感染防止対策を行いつつ、荷動きの停滞による経営環境の悪化などについて、様々な不安、心配をかかえながら、地域経済と人々の暮らしを支えるライフラインとして第一線で事業を行っているトラック運送事業者の相談や要望を伺い、活用可能な支援策の紹介や、貨物自動車運送事業法等関係法令の解釈や適用について、国土交通本省及び他の行政機関等とも連携の上、支援及び助言等を行います。

2 特別相談窓口連絡先

設置場所 国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課

電話：011-290-2743

FAX（共通）：011-290-2704

電子メール：下記「行政相談受付窓口」メールフォーム

※件名に「新型コロナ」と記載のこと。

http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/header/soudan/form_index.html

3 支援及び助言等の内容

- ・貨物自動車運送事業者からの相談、要望への対応
- ・貨物自動車運送事業者が活用可能な支援策（助成制度等）の紹介
- ・中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する貨物自動車運送事業者に対し、支援の窓口を紹介

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車交通部貨物課 工藤・増田・矢瀬

電話 011-290-2743 FAX：011-290-2704